

平成 26 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 26-12-4)

施策名	文化芸術振興のための基盤の充実
施策の概要	文化芸術振興のための基盤として、第三次基本方針の重点戦略に係る P D C A サイクルを確立するとともに、著作権の適切な保護と公正な利用、国語の改善・普及、日本語教育の充実を図る

達成目標 1	第 3 次基本方針の重点戦略に基づく施策の着実な進行管理が行われるとともに、同基本方針に沿った施策の企画・立案に資する。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	一年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	一年度
① 第 3 次基本方針の重点戦略に係る P D C A サイクルが確立される。	—	—	—	—	—	—	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	一年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
② 施策の進捗状況を把握、必要な調査研究の実施、研究結果の活用。	—	—	—	「文化政策の評価手法に関する調査研究」の実施(委託)	「文化政策の評価手法に関する調査研究」の実施(委託)	これまでの調査研究の結果を庁内に周知の上、活用を促進した。	調査研究の実施、活用を通じ、文化行政に関するより適切な評価を考察する。
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

【目標・指標の設定根拠等】

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）に
第 2 文化芸術振興に関する重点施策

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

(2) 計画、実行、検証、改善（P D C A）サイクルの確立等

と明記されていることから、評価手法（今後考えられる目標や設定しうる指標の有無等）について、委託調査研究を実施したところ。

平成 23 年度及び 24 年度の 2 か年にわたり実施された本調査研究結果を、今後、文化芸術の振興に役立てていくこととする。

【施策・指標に関するグラフ・図など】 → 無し

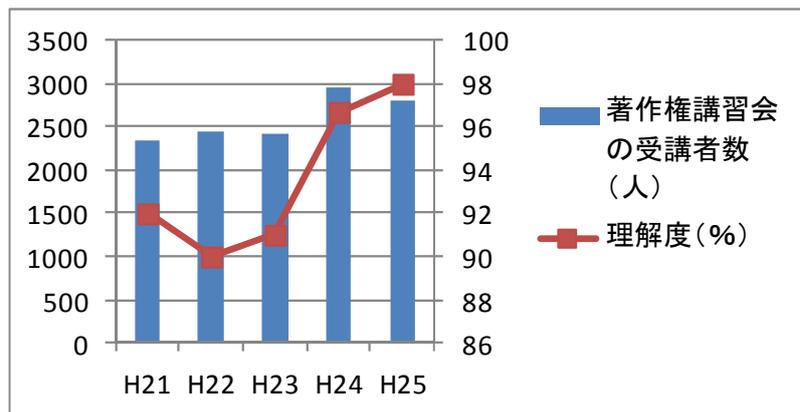
達成目標 2	著作権制度の普及・啓発を行い、著作者等の権利の適切な保護と公正な利用が図られる。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	一年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	毎年度
① 著作権講習会の受講者数	—	2,345 人	2,450 人	2,424 人	2,967 人	2,803 人	過去 3 か年の平均人数以上

年度ごとの目標値		3,124人	2,589人	2,538人	2,406人	2,613人	
② 著作権講習会受講者の理解度（「理解が深まった」と回答した割合）	—	92%	90%	91%	96.7%	98%	過去3か年の平均理解度以上
年度ごとの目標値		—	—	—	91%	92%	
活動指標 （アウトプット）	基準値	実績値					目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
③ 著作権講習会の開催か所数	—	13か所	14か所	17か所	18か所	19か所	過去3か年の平均開催か所数以上
年度ごとの目標値		14か所以上	14か所以上	14か所以上	15か所以上	16か所以上	

【目標・指標の設定根拠等】

一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を毎年度開催し、講習会参加者に対してアンケートを実施している。著作権知識の普及啓発活動を適切に実行するため、アンケート結果を踏まえて次年度の目標値を設定している。

【施策・指標に関するグラフ・図など】



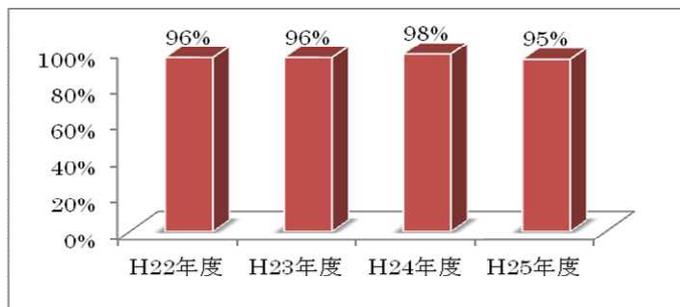
達成目標 3	アジア諸国等における海賊版対策を通じて、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備が図られる						
成果指標 （アウトカム）	基準値	実績値					目標値
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
① トレーニングセミナー受講者数	—	503人	416人	414人	326人	443人	360人
年度ごとの目標値		360人	360人	360人	360人	360人	
② トレーニングセミナー受講者の有益度指数（肯定的回答の割合）	—	91%	96%	96%	98%	95%	90%
年度ごとの目標値		90%	90%	90%	90%	90%	
活動指標 （アウトプット）	基準値	実績値					目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度

③ 著作権侵害発生国の取締機関職員等に対し、著作権や日本コンテンツに関する知識を付与する。	—	トレーニングセミナーを7都市で開催（中国・台湾・韓国）	トレーニングセミナーを8都市で開催（中国・台湾・韓国）	トレーニングセミナーを7都市で開催（中国・台湾）	トレーニングセミナーを6都市で開催（中国・台湾）	トレーニングセミナーを7都市で開催（中国・台湾・インドネシア）	トレーニングセミナーを著作権侵害発生国の7か所以上の都市で開催する。
年度ごとの目標値		トレーニングセミナーを著作権侵害発生国の7か所以上の都市で開催する。	トレーニングセミナーを著作権侵害発生国の7か所以上の都市で開催する。	トレーニングセミナーを著作権侵害発生国の7か所以上の都市で開催する。	トレーニングセミナーを著作権侵害発生国の7か所以上の都市で開催する。	トレーニングセミナーを著作権侵害発生国の7か所以上の都市で開催する。	

【目標・指標の設定根拠等】

知的財産政策に関する基本方針（平成25年6月7日閣議決定）及び知的財産政策ビジョン（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）において、海外における海賊版対策の強化を図ることとされている。

【施策・指標に関するグラフ・図など】



受講者に占める肯定的な回答をした者の割合は、毎年度90%以上を維持している。

達成目標4	国語の改善及びその普及が図られるとともに、国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力の向上が実現され、円滑な社会生活を送ることができるようになる。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
① 国語問題研究協議会参加者の満足度（受講して「大変良かった」、「まあ良かった」と回答する割合）	95.9%	96.3%	99.3%	98.8%	98.1%	96.5%	95%以上
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	基準値	実績値					目標値
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20～24年度平均値
② 日本語教育実施機関・施設等数（過去5年間の数値の平均値）	658	628	702	696	881	837	713以上
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度

③	日本語教育研究協議会参加者の満足度(受講して「大変参考になった」「参考になった」と回答する割合)(毎年)	91.1%	95.8%	93.8%	96.6%	96.1%	96.1%	92%以上
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値						目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度	
④	国語に関する意識調査、表記の指針の策定、国語施策の周知等を実施。 地域における日本語教育の機会充実や内容改善のためのサポート等を実施。	—	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・日本語教育大会を実施 ・地域日本語教育コーディネーター研修を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・文化審議会での審議の結果、「改定常用漢字表」を答申 ・日本語教育大会を実施 ・地域日本語教育コーディネーター研修を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・日本語教育大会を実施 ・地域日本語教育コーディネーター研修を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・日本語教育大会を実施 ・地域日本語教育コーディネーター研修を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・文化審議会国語分科会での審議の結果、「異字同訓」の漢字の使い分け例を報告 ・日本語教育大会を実施 ・地域日本語教育コーディネーター研修を実施	国語に関する意識調査、表記の指針の策定、国語施策の周知等を実施する。地域における日本語教育の機会充実や内容改善のためのサポート等を実施する。
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	

【目標・指標の設定根拠等】

○文化芸術振興のためには、その担い手である国民や国内に定住する外国人のコミュニケーションが活発になる必要がある。国語の改善やその普及、外国人に対する日本語教育は、それらの活発化に貢献するものと考えられる。(文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日)の「文化芸術振興に関する基本的施策」には「5. 国語の正しい理解」と「6. 日本語教育の普及及び充実」が挙げられている)

○国語問題研究協議会参加者の満足度向上は、国民の国語に関する興味・関心を高め、理解を深めることにもなり、合わせて国語の現状やそれを踏まえた国語施策の内容を広く周知することにもなるので、国語の改善及びその普及につながるものである。

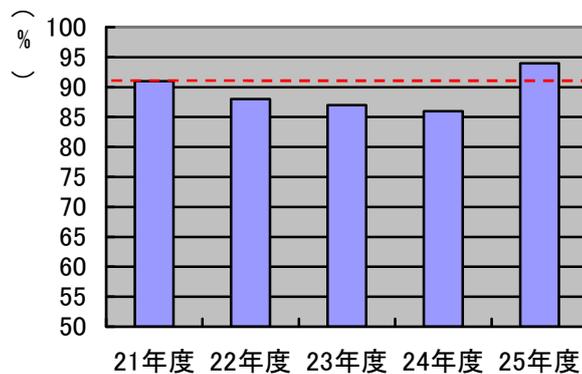
○日本語教育実施機関・施設等数の増加は、外国人の日本語学習機会を増加させるものと見込める。ただし、日本に定住する外国人数は景気等の社会動向の変化により大きく変動すること、また、既に日本語教育の支援体制が整っている地域においては、外国人が増加しても新規に日本語教室を開設する必要がないことも考えられることから、成果指標②の機関・施設等数について純増ではなく、過去5年間の実績値の平均数を基準とし、それを上回ることを目標とした。

さらに、日本語教育研究協議会参加者の満足度向上や、日本語教育大会、コーディネーター研修の実施は地域における日本語教育に関わる人材の育成を推進する。それが外国人に対する日本語教育の推進にもつながり、ひいては目標である外国人の日本語能力の向上に貢献するものと考えられる。

【施策・指標に関するグラフ・図など】 ←無し

達成目標 5		宗教法人の日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法等を周知するとともに、適正な管理運営についての意識の徹底を図る。					
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
① 宗教法人実務研修会受講者の満足度（「とても有意義であった」「有意義であった」と回答する割合）	91%	91%	88%	87%	86%	94%	91%以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	—年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	毎年度
② 宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）の開催	—	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催した。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催した。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催した。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催した。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催した。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催する。
年度ごとの目標値		全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催する。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催する。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催する。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催する。	全国5ブロック9か所で宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）を開催する。	

【グラフ①：成果指標①宗教法人実務研修会受講者の満足度】



満足度は90%前後を維持している。

達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)							
名称 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業レ ビューシー ト番号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
文化政策企画立案 (昭和42年度～)	28 (19)	46 (7)	35	第3次基本方針の策定を受けて、同基本方針の下にあり得べき施策の企画・立案に資する調査研究事業を、シンクタンク等に委託することにより実施。	1-①、 ②	0402	文化庁 長官官 房政策 課

文化芸術創造都市の推進 (平成 21 年度～)	34 (25)	11 (11)	11	ネットワークの構築・強化では、シンクタンク等の団体に委託することにより、文化芸術創造都市に関する情報の収集・提供、セミナー・研修の開催等を行う。	文化芸術振興のための基盤の充実	0403	文化庁 長官官 房政策 課
美術品補償制度に係る説明会等 (平成 23 年度～平成 25 年度)	1 (1)	1 (1)	—	美術品補償制度(展覧会のために借り受けた美術品の損害に係る政府による補償制度)を運用するに当たり、申請要領配布や制度の国内外への周知、各地での説明会等を通じて、本制度の趣旨・目的、申請方法等について解説し、制度利用を促すものである。また、対象美術品に損害が発生した場合、政府は、補償契約に基づき補償金を支払う義務を負うが、補償金の支払に当たっては、損害額の査定等の政府の業務の一部を損害保険会社等に委託するものである。	文化芸術振興のための基盤の充実	0404	文化庁 文化財 部美術 学芸課
文化政策情報システムの運用等 (平成 8 年度～)	79 (74)	77 (70)	141	「文化芸術の振興に関わる基本的な方針(第3次基本方針)」においては、文化芸術の振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見を集約し、反映させていくことが重要とされている。このため、基本的な政策形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、広く国民の意見等を十分に把握し、それらを十分に考慮した上で行政を展開する必要がある。上記の目標を達成するために、本事業では、文化庁ホームページの充実及びその基盤ともなる庁内の情報通信ネットワークシステムの円滑な運営を行い、文化行政の情報化と情報発信の強化を図る。	文化芸術振興のための基盤の充実	0405	文化庁 長官官 房政策 課
文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究 (平成 23 年度)	40 (38)	40 (31)	54	上記の目的を達成するため、我が国の貴重な文化関係資料のうち、①テレビ・ラジオ番組の脚本・台本(主に1980年代以前のもの)、②写真フィルム(主に1945年から1970年頃までに、物故写真家により撮影されたもの)、③音楽関係資料(主に1945年以前に我が国で出版された楽譜)、の各分野ごとに調査研究を行い、目録の作成、目録及び資料のデジタル化、目録の資料の公開に係る課題と具体的方策の調査研究、委員会の開催、報告書の作成を行う。	文化芸術振興のための基盤の充実	0406	文化庁 文化財 部芸術 文化課
著作権行政の充実 (昭和 26 年度～)	27 (27)	26 (26)	32	著作権紛争解決あっせん制度は、著作権法に規定する著作権人格権、著作権、著作隣接権及び二時使用料又は報酬に関する紛争をあっせんにより解決するため、文化庁長官が著作権紛争解決あっせん委員を置き、これにより当事者間のあっせんを行う。 また、世界的所有権機関分担金は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(以下、「ベルヌ条約」という。)第25条(4)(a)において、WIPO 運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級Ⅰ(その他の等級Ⅰの加盟国:アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)に分類されて、これを文化庁 26.6%、特許庁 73.4%の比率で支払っている。	2—① ～③	0407	文化庁 長官官 房著作 権課 文化庁 長官官 房国際 課
著作権施策の推進 (昭和 54 年度～)	170 (161)	186 (166)	193	著作権に関する普及啓発事業は「対象者別セミナーの開催」など国民への啓発活動や著作権学習教材作成等を行う。 情報化の進展に対応した著作権施策の推進として、著作物の流通促進のための各種調査研究等を実施する。 著作権制度の国際的調和の推進は、多国間、複数国間、二国間の著作権に関連する国際的な枠組み策定の動きに対応するため、世界的所有権機関(WIPO)における国際会議等への参加、WIPO に対する拠出金によるアジア地域著作権制度普及促進事業(アジア諸国を対象とした国際シンポジウム・各種セミナーの開催、専門家の派遣等)を実施する。 二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域	3—① ～③	0408	文化庁 長官官 房著作 権課 文化庁 長官官 房国際 課

				への取締強化の要請、権利の執行推進の支援、トレーニングセミナーの実施、グローバルな著作権侵害への対応の強化、侵害発生源・地域における著作権普及啓発事業等、アジア諸国等における海賊版対策事業を実施する。			
国語施策の充実 (昭和 43 年度～)	45 (41)	52 (51)	48	現代の社会状況の変化に伴い微妙に変化する日本人の国語意識や具体的な言葉の理解の現状を調査し、国語に関する経年的データを得ることを目的とした「国語に関する世論調査」を実施する。また、我が国における言語・方言のうち、ユネスコが平成 21 年に最新版を発行した "Atlas of the World's Languages in Danger" で消滅の危機にあるものとして挙げられた 8 言語・方言や東日本大震災の影響が懸念される東北地方沿岸部の方言等について、その実態や保存継承の取組に関する調査を実施する。文化庁の実施する国語施策を周知するとともに、国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について関係団体や有識者から意見を聞く「国語問題研究協議会」を全国 2 か所で開催する。これまでの国語審議会や文化審議会における答申等の情報を文化庁ホームページで提供する国語施策情報を充実させ、利用者の利便性を向上させる。	4-①、 ④	0409	文化庁 文化部 国語課
外国人に対する日本語教育の推進 (昭和 42 年度～)	243 (207)	216 (181)	212	日本語教育推進の基礎資料とするため、日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握する調査等の日本語教育に関する調査研究を実施する。閣議了解「難民対策について」等によって受け入れている条約難民及び第三国定住難民等に対し日本語教育を実施するとともに、地域における難民の受入れ体制や難民が継続的に日本語を学べる環境を整えることで、難民の自立を促進する。 外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように必要な日本語能力を身に付けるため、日本語教育の実施、日本語教育を行う人材の養成・研修の実施、日本語教育のための学習教材の作成等を行う取組や、地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を促進する取組を支援する。 地域における日本語教育の現状及び課題について報告等を行う日本語教育研究協議会や、関係府省や関係機関と情報共有を図るための日本語教育推進会議を開催する。 また、日本語教育機関の持つ日本語教育コンテンツの共有化と活用を促すことを目的とする日本語教育コンテンツ共有システム「NEWS」を運用する。	4-② ～④	0410	文化庁 文化部 国語課
宗務行政の推進 (昭和 26 年度～)	44 (35)	44 (32)	40	宗務行政の推進に当たり、経常的に必要となる事務処理、宗教法人等に対する研修会等の実施、宗教法人の適正な管理運営に資するための資料等を作成するとともに、宗教に係る調査研究及び資料収集を行う。	5-① ②	0411	文化庁 文化部 宗務課
近現代建築資料等の収集・保存 (平成 24 年度～)	90 (70)	96 (91)	96	我が国の近現代建築に関する資料（図面や模型など）については、その学術的・歴史的・芸術的価値が評価され、海外の美術館や大学等から譲渡の要請がある一方で、国内における保存体制は十分整備されておらず、貴重な資料が散逸等の危機にひんしている。近現代建築に関する資料の劣化、散逸、海外への流出などを防ぐため、平成 24 年度に湯島地方合同庁舎を一部改修・設備整備して設置された国立近現代建築資料館を拠点として、全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関（大学など）との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管を行う。また、展示や普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民の理解増進を図る。	文化芸術振興のための基盤の充実	0412	文化庁 長官官 房政策 課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

事業名 (開始年度)	予算額計 (執行額)		当初 予算額	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	24年度	25年度	26年度				
—	—	—	—	—	—	—	—

施策の予算額・執行額						
(※政策評価調書に記載する予算額)						
区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額	
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	861,572 ほか復興庁一括 計上分0	794,948 ほか復興庁一括 計上分0	861,064 ほか復興庁一括 計上分0	1,081,270 ほか復興庁一括 計上分0	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
		ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>	
	補正予算	Δ61,318 ほか復興庁一括 計上分0	Δ17,000 ほか復興庁一括 計上分0	0		
		<0>	<0>	<0>		
		ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>		
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分0	0 ほか復興庁一括 計上分0			
		<0>	<0>			
		ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>			
	合計	800,254 ほか復興庁一括 計上分0	777,948 ほか復興庁一括 計上分0			
		<0>	<0>			
		ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>			
執行額 (千円)	697,336 ほか復興庁一括 計上分0	665,980 ほか復興庁一括 計上分0				
	<0>	<0>				
	ほか復興庁一括 計上分<0>	ほか復興庁一括 計上分<0>				

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名称	年月日	関係部分抜粋
—	—	—
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		
—		

施策に関する内閣の重要政策・省内における検討会やその報告		
名称	年月日	関係部分抜粋

経済財政運営と改革の基本方針	平成 25 年 6 月 14 日閣議決定	<p>3. 教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化</p> <p>(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興 (文化芸術・スポーツの振興)</p> <p><u>文化芸術立国</u>を目指し、<u>国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興するとともに、スポーツ立国</u>を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、オリンピック・パラリンピックの招致、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。</p>
知的財産政策に関する基本方針	平成 25 年 6 月 7 日閣議決定	<p>...政府は、今後 10 年程度を見据えた知的財産政策について、以下の四つの柱を軸として展開する。また政府は四つの柱及びこれに沿った長期政策課題等を盛り込んだ知的財産政策ビジョン(平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定)に基づき知的財産に係る施策を実施していく...</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築 2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援 3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化
知的財産政策ビジョン	平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定	<p>第 3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省) ・海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省、経済産業省) <p>第 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014 年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域興しなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を強化する。(文部科学省) ・クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(文部科学省)
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 3 次基本方針)	平成 23 年 2 月 8 日	<p>第 2 文化芸術振興に関する重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項 (2)計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクル確立等 <p>第 3 文化芸術振興に関する基本的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.国語の正しい理解 6.日本語教育の普及及び充実 7.著作権等の保護及び利用 10.その他の基盤の整備等
日系定住外国人施策に関する基本方針	平成 22 年 8 月 31 日	<ol style="list-style-type: none"> 2.日系定住外国人施策の基本的な考え方 4.国として今後取り組む又は検討する施策
難民対策について	平成 14 年 8 月 7 日閣議了解	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条約難民として認定された者に対する定住の支援 (2) 関係行政機関は、相互に協力し、本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 61 条の 2 第 1 項の難民の認定を受けているもの(中略)に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介または職業訓練を行う。
第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実	平成 20 年 12 月 16 日閣議了解	<ol style="list-style-type: none"> 3.第三国定住難民に対する定住の支援 (1) 平成 22 年度から実施するパイロットケースとしての受入れにおいて、関係行政機関は、相互に協力し、第三国定住難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。

施について		
第三国定住による難民の受入れの実施について	平成 26 年 1 月 24 日閣議了解	3.第三国定住による難民に対する定住の支援 (1)関係行政機関は、相互に協力し、(中略)難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。

指標に用いたデータ・資料等

- ・「「トレーニングセミナー実施にかかる業務」実施報告書」
(作成：(一社)コンテンツ海外流通促進機構)
(作成または公表時期：平成22年3月、平成23年3月、平成24年3月、平成25年3月) (所在：文化庁)
- ・「国内の日本語教育の概要」
(作成：文化庁) (作成又は公表時期：平成25年5月) (基準時点又は対象期間：各年11月1日)
(所在：文化庁ホームページ (http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jittaichousa/index.html))

評価実施予定時期	平成 2 7 年度・平成 2 9 年度
----------	---------------------

主管課 (課長名)	文化庁長官官房政策課 (平林正吉)
関係課 (課長名)	文化庁長官官房国際課 (佐藤透)、文化庁長官官房著作権課 (森孝之) 文化庁文化部国語課 (岩佐敬昭)、文化庁文化部宗務課 (萬谷宏之)